

法務省民商第1号

平成26年1月17日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

産業競争力強化法の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて
(通知)

産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）、産業競争力強化法施行令（平成26年政令第13号。以下「令」という。）及び産業競争力強化法施行規則（平成26年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下「規則」という。）が本月20日から施行されますので、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知中、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）をいいます。

記

第1 法の目的

この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会

社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、制定されたものである。

第2 定義

本通知において、次の1から9までに掲げる用語の意義は、特に記載のあるものを除き、当該1から9までに定めるところによる。

- 1 認定事業再編事業者 法第24条第1項による事業再編計画の認定を受けた者（当該認定に係る事業再編計画に従って設立された法人を含む。）をいう（法第25条第1項参照）。
 - 2 認定特定事業再編事業者 法第26条第1項による特定事業再編計画の認定を受けた者をいう（法第27条第1項参照）。
 - 3 認定計画 認定事業再編計画（認定事業再編事業者が法第24条第1項又は第25条第1項の認定を受けた計画）又は認定特定事業再編計画（認定特定事業再編事業者が法第26条第1項又は第27条第1項の認定を受けた計画）をいう（法第29条第1項参照）。
 - 4 公開買付け 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の2第6項に規定する公開買付けをいう（法第34条第1項参照）。
 - 5 子会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして規則第23条に規定する法人に限る。）をいう（法第34条第1項参照）。
 - 6 関係事業者 法第2条第8項に規定する関係事業者をいう。
 - 7 特定関係事業者 関係事業者であつて認定事業再編事業者及び当該認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社がその総株主の議決権の3分の2以上を有しているものをいう（法第32条第1項参照）。
 - 8 特定会社 法第2条第12項第2号に掲げる会社をいう。
 - 9 外国関係法人 法第2条第9項に規定する外国関係法人をいう。
- 第3 会社法等の規定の適用及び登記の申請書の添付書面に関する特例
- 1 株式会社の設立に係る現物出資及び財産引受の調査に関する特例
 - (1) 会社法の規定の適用

事業者が認定計画に従ってその財産の全部又は一部を出資し、又は譲

渡することにより新たに株式会社を設立する場合には、当該財産の出資又は譲渡については、会社法第33条第1項の検査役の調査を要しないとされた（法第29条第1項により読み替えて適用する会社法第33条第10項第1号）。

（2）登記の申請書の添付書面

（1）の場合における株式会社の設立の登記の申請書には、商登法第47条第2項各号に掲げる書面（第4号に掲げる書面を除く。）のほか、認定計画に従った財産の出資又は譲渡であることを証する書面を添付しなければならないとされた（法第29条第2項により読み替えて適用する商登法第47条第2項）。

この認定計画に従った財産の出資又は譲渡であることを証する書面には、認定計画に係る主務大臣の認定書（主務大臣の認定に係る申請書の正本に主務大臣による所定の文言が記載され、かつ、主務大臣の記名押印がされたもの（規則第13条又は第18条参照））が該当する。

なお、この場合には、（1）のとおり財産の出資及び譲渡に係る検査役の調査を要しないので、商登法第47条第2項第3号イに規定する検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類の添付は不要である。

2 株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例

（1）会社法の規定の適用

事業者が認定計画に従ってその財産の全部又は一部を他の株式会社に出資する場合（新株予約権を行使する場合を含む。）の当該財産の出資については、会社法第207条第1項又は第284条第1項の検査役の調査を要しないとされた（法第30条第1項による会社法第207条第1項及び第284条第1項の不適用）。

（2）登記の申請書の添付書面

（1）の場合における株式会社の募集株式の発行による変更の登記又は新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、商登法第56条各号に掲げる書面（第3号イ及び第4号に掲げる書面を除く。）又は第57条各号に掲げる書面（第3号イ及び第4号に掲げる書面を除く。）のほか、認定計画に従った財産の出資であることを証する書面を添付しなければならないとされた（法第30条第2項により読み替えて適用する商登法第56条又は第57条）。

この認定計画に従った財産の出資であることを証する書面には、認定計画に係る主務大臣の認定書（主務大臣の認定に係る申請書の正本に主務大臣による所定の文言が記載され、かつ、主務大臣の記名押印がされたもの（規則第13条又は第18条参照））が該当する。

3 技術研究組合が組織変更又は新設分割によって株式会社を設立する場合の特例

(1) 技術研究組合法の規定の適用

ア 技術研究組合法（昭和36年法律第81号）第61条第2項に規定する組織変更をする技術研究組合が同法第67条第1号に規定する組織変更時発行株式を発行する際に、事業者が認定計画に従ってその財産の全部又は一部を出資する場合の当該財産の出資については、同法第75条により準用する会社法第207条第1項の検査役の調査を要しないとされた（法第31条第1項により読み替えて準用する法第30条第1項）。

イ 技術研究組合法第118条第2項に規定する新設分割をする技術研究組合が同法第122条第1号に規定する新設分割時発行株式を発行する際に、事業者が認定計画に従ってその財産の全部又は一部を出資する場合の当該財産の出資については、同法第130条により準用する会社法第207条第1項の検査役の調査を要しないとされた（法第31条第2項により読み替えて準用する法第30条第1項）。

(2) 登記の申請書の添付書面

(1)の場合における組織変更又は新設分割により設立する株式会社の組織変更又は新設分割による設立の登記の申請書には、技術研究組合法第169条第1項に掲げる書面（第9号ハ(1)及びニに掲げる書面（検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類、検査役の報告に関する裁判の謄本）を除く。）又は第170条第1項に掲げる書面（第10号ハ(1)及びニに掲げる書面（検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類、検査役の報告に関する裁判の謄本）を除く。）のほか、認定計画に従った財産の出資であることを証する書面を添付しなければならないとされた（法第31条第3項により読み替えて適用する技術研究組合法第169条第1項又は第170条第1項）。

この認定計画に従った財産の出資であることを証する書面には、認定

計画に係る主務大臣の認定書（主務大臣の認定に係る申請書の正本に主務大臣による所定の文言が記載され，かつ，主務大臣の記名押印がされたもの（規則第13条又は第18条参照））が該当する。

4 略式組織再編等に関する特例

(1) 吸収型組織再編行為に関する特例

ア 会社法の規定の適用

認定事業再編事業者の特定関係事業者である株式会社が、認定計画に従って、当該認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者の特定関係事業者である株式会社（以下「当該認定再編事業者その他の関係者」という。）との間で、次に掲げる吸収型組織再編行為を行う場合には、当該特定関係事業者である株式会社については、会社法第783条第1項又は第795条第1項に規定する株主総会の承認決議を要しないとされた（法第32条第1項により読み替えて適用する会社法第784条第1項又は第796条第1項）。

- (ア) 吸収合併（株式会社とするものに限る。）
- (イ) 吸収分割（株式会社とするものに限る。）
- (ウ) 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継（株式会社とするものに限る。）
- (エ) 株式交換（株式会社とするものに限る。）
- (オ) 株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得

イ 登記の申請書の添付書面

(ア) ア(ア)の場合における吸収合併による変更の登記の申請書には、商登法第80条各号に掲げる書面のほか、法第24条第1項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った吸収合併であることを証する書面を添付しなければならないとされた（法第32条第5項により読み替えて適用する商登法第80条）。

この主務大臣の認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った吸収合併であることを証する書面には、当該計画に係る主務大臣の認定書（主務大臣の認定に係る申請書の正本に主務大

臣による所定の文言が記載され、かつ、主務大臣の記名押印がされたもの（規則第13条参照）が該当する。

(イ) ア(イ)又は(ウ)の場合における吸収分割による変更の登記の申請書には、商登法第85条各号に掲げる書面のほか、法第24条第1項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った吸収分割又は吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継であることを証する書面を添付しなければならないとされた（法第32条第5項により読み替えて適用する商登法第85条）。

この主務大臣の認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った吸収分割又は吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継であることを証する書面には、当該計画に係る主務大臣の認定書（主務大臣の認定に係る申請書の正本に主務大臣による所定の文言が記載され、かつ、主務大臣の記名押印がされたもの（規則第13条参照））が該当する。

(ウ) ア(エ)又は(オ)の場合における株式交換による変更の登記の申請書には、商登法第89条各号に掲げる書面のほか、法第24条第1項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った株式交換又は株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得であることを証する書面を添付しなければならないとされた（法第32条第5項により読み替えて適用する商登法第89条）。

この主務大臣の認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った株式交換又は株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得であることを証する書面には、当該計画に係る主務大臣の認定書（主務大臣の認定に係る申請書の正本に主務大臣による所定の文言が記載され、かつ、主務大臣の記名押印がされたもの（規則第13条参照））が該当する。

(2) 新設型組織再編行為に関する特例

ア 会社法の規定の適用

認定事業再編事業者の特定関係事業者である株式会社が、認定計画に従って、次に掲げる新設型組織再編行為を行う場合には、当該特定

関係事業者である株式会社については、会社法第804条第1項に規定する株主総会の承認決議を要しないとされた（法第32条第2項による会社法第804条第1項の不適用）。

(ア) 新設合併（当該認定事業再編事業者その他の関係者とするものであって、新設合併により設立する会社が株式会社である場合に限る。）

(イ) 新設分割（新設分割により設立する会社が持分会社である場合及び会社法第805条に規定する場合を除く。）

イ 登記の申請書の添付書面

(ア) ア(ア)の場合における新設合併による設立の登記の申請書には、商登法第81条各号（第6号に掲げる書面を除く。）に掲げる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（法第32条第5項により読み替えて適用する商登法第81条）。

a 法第24条第1項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った新設合併であることを証する書面
具体的には、当該計画に係る主務大臣の認定書（主務大臣の認定に係る申請書の正本に主務大臣による所定の文言が記載され、かつ、主務大臣の記名押印がされたもの（規則第13条参照））がこれに該当する。

b ア(ア)に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録

この場合のア(ア)に該当することを証する書面には、aの書面が該当する。

(イ) ア(イ)の場合における新設分割による設立の登記の申請書には、商登法第86条各号（第6号に掲げる書面を除く。）に掲げる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（法第32条第5項により読み替えて適用する商登法第86条）。

a 法第24条第1項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面及び認定を受けた計画に従った新設分割であることを証する書面
具体的には、当該計画に係る主務大臣の認定書（主務大臣の認定に係る申請書の正本に主務大臣による所定の文言が記載され、かつ、主務大臣の記名押印がされたもの（規則第13条参照））

がこれに該当する。

- b ア(イ)に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録

この場合のア(イ)に該当することを証する書面には、aの書面が該当する。

5 株式の併合に関する特例

(1) 会社法の規定の適用

認定事業再編事業者若しくはその関係事業者又は認定特定事業再編事業者若しくは当該認定に係る特定会社である取締役会設置会社（会社法第2条第7号）が資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少と同時に株式の併合をする場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたときは、当該株式の併合は、取締役会の決議によってすることができるとき（法第33条第1項により読み替えて適用する会社法第180条第2項）。

ア 当該株式の併合と同時に単元株式数を減少し、又はその数を廃止するものであること。

イ 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（単元株式数を廃止する場合にあっては、株式の数）が当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

(2) 登記の申請書の添付書面

(1)の場合における株式の併合による登記の申請書には、商登法第61条に掲げる書面のほか、認定計画に従った株式の併合であることを証する書面を添付しなければならないとされた（法第33条第2項により読み替えて適用する商登法第61条）。

この認定計画に従った株式の併合であることを証する書面には、当該認定計画に係る主務大臣の認定書（主務大臣の認定に係る申請書の正本に主務大臣による所定の文言が記載され、かつ、主務大臣の記名押印がされたもの（規則第13条又は第18条参照））が該当する。

6 株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例

(1) 会社法の規定の適用

認定事業再編事業者である株式会社が認定計画に従って公開買付けの

方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合（外国における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの）の取得により当該外国法人をその外国関係法人としようとする場合を含む。以下同じ。）であって当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき、又は認定事業再編事業者である株式会社が認定計画に従ってその子会社に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとともに、当該子会社が当該認定計画に従って当該株式を対価とする公開買付けの方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合について、次のとおり、会社法の適用に関する特例が設けられた。

ア 募集事項

株式の発行又は自己株式の処分をする際に定めなければならない事項（以下「募集事項」という。）は、次の(ア)から(イ)までの事項とするとされた（法第34条第1項により読み替えて適用する会社法第199条第1項）。

- (ア) 募集株式の数（種類株式発行会社にあっては、募集株式の種類及び数）又はその数の算定方法
- (イ) 募集株式一株と引換えに給付する当該他の株式会社の株式（当該外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。）並びに当該公開買付けにおいて当該株式と併せて買い付ける当該他の株式会社の新株予約権及び新株予約権付社債（以下「特定株式等」という。）の数又はその算定方法
- (ウ) 募集株式と引換えにする当該他の株式会社の特定株式等の給付の期日又はその期間
- (エ) 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 募集事項の決定

- (ア) 株主総会の決議による募集事項の決定

アの募集事項の決定は、株主総会の特別決議によらなければならぬとされた（法第34条第1項及び令第5条により読み替えて適用する会社法第199条第2項、法第34条第3項により準用する

会社法第309条第2項第5号)。

(イ) 取締役会の決議による募集事項の決定

a 取締役会の決議により募集事項を決定することができる場合

法第34条第1項の規定による株式の発行又は自己株式の処分に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する当該認定事業再編事業者である株式会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額の当該認定事業再編事業者である株式会社の純資産額として主務省令で定める方法により算定される額に対する割合が5分の1を超えない場合には、(ア)は適用しないとされた(法第34条第3項により読み替えて準用する会社法第796条第3項)。

この主務省令で定める方法は、算定基準日(法第34条第1項に規定する株式の発行又は自己株式の処分に係る募集事項を決定した日(当該募集事項を決定した日と異なる時(当該募集事項を決定した日後からア(ウ)の期日又は期間の初日までの間の時に限る。)を定めた場合にあっては、当該時)における資本金の額、資本準備金の額、利益準備金の額、会社法第446条に規定する剰余金の額、最終事業年度の末日等における評価・換算差額等に係る額及び新株予約権の帳簿価額の合計額から自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額を減じて得た額(当該額が500万円を下回る場合にあっては、500万円)をもって認定事業再編事業者である株式会社の純資産額とする方法とするとされた(規則第26条)。

なお、この場合には、募集事項の決定は、取締役会設置会社(会社法第2条第7号)においては、通常、会社法第362条第4項に規定する重要な業務執行の決定に当たるものとして、取締役会の決議によることとなると考えられる。

b aの場合において、取締役会の決議により募集事項を決定することができないとき

(a) 交付する株式が譲渡制限株式であるとき

法第34条第1項の規定による株式の発行又は自己株式の処分に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する

株式の全部又は一部が当該認定事業再編事業者である株式会社の譲渡制限株式である場合であって、当該認定事業再編事業者である株式会社が公開会社でないときは、取締役会の決議により募集事項を決定することができないとされた（法第34条第3項により読み替えて準用する会社法第796条第3項ただし書）。したがって、この場合には、募集事項の決定は、株主総会の特別決議によらなければならない。

(b) 一定の株主から反対の通知があったとき

主務省令で定める数の株式（会社法第199条第2項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が反対株主の株式買取請求に係る通知又は公告（後記キ参照）の日から2週間以内に法第34条第1項の規定による株式の発行又は自己株式の処分に反対する旨を当該認定事業再編事業者である株式会社に通知したときは、当該認定事業再編事業者である株式会社は、ア(ウ)の期日又は期間の初日の前日までに、株主総会の特別決議によって、当該募集事項を定めなければならないとされた（法第34条第3項により読み替えて準用する会社法第796条第4項、法第34条第3項及び令第6条により準用する会社法第309条第2項第12号）。

この主務省令で定める数は、①特定株式（法第34条第3項により読み替えて準用する会社法第796条第4項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下(b)において同じ。）の総数に2分の1（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定めがある場合にあっては、当該一定の割合）を乗じて得た数に3分の1（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下(b)において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあっては、1から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に1

を加えた数、②法第34条第3項により読み替えて準用する会社法第796条第4項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数、③法第34条第3項により読み替えて準用する会社法第796条第4項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として①又は②の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数又は④定款で定めた数のうち、いずれか小さい数とするとされた（規則第27条）。

(ウ) 募集事項の決定の委任等に関する規定の不適用

法第34条第1項の規定により認定事業再編事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分に係る募集事項の決定については、会社法第200条（募集事項の決定の委任）並びに第201条第1項及び第2項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定は、適用しないとされた（法第34条第2項）。

ウ 募集事項の株主に対する通知等

公開会社は、イ(イ)aにより、株主総会の決議によらないで募集事項を定めたときは、ア(ウ)の期日又は期間の初日の2週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知し、又はこれに代えて公告をしなければならないとされた（法第34条第1項及び令第5条により読み替えて適用する会社法第201条第3項、同法第201条第4項）。ただし、株式会社が募集事項についてア(ウ)の期日又は期間の初日の2週間前までに金融商品取引法第4条第1項から第3項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合は、この通知をすることを要しないとされた（法第34条第1項により読み替えて適用する会社法第201条第5項）。

この主務省令で定める場合は、認定事業再編事業者である株式会社がア(ウ)の期日又は期間の初日の2週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき、当該募集事項に相当する事項をその内容とする①金融商品取引法第4条第1項から第3項までの届出をする場合における同法第5条第1項の届出書（訂正届出書を含む。）、②同法第23条の3第1項に規定する発行登録書及び同法第23条の8第1項に規定する発行登録追補書類（訂正発行登録書を含む。）、③同法第24条第1項に規定する有価証券報告書（訂正報告書を含む。）、④同法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（訂正報告書を含む。）、⑤同法第24条の5第1項に規定する半期報告書（訂正報告書を含む。）又は⑥同法第24条の5第4項に規定する臨時報告書（訂正報告書を含む。）の届出又は提出をしている場合であって、内閣総理大臣が当該期日又は期間の初日の2週間前の日から当該期日又は期間の初日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとするとされた（規則第24条）。

エ 特定株式等の給付

募集株式の引受人は、ア(ウ)の期日又は期間内に、募集株式と引換えに給付する当該他の株式会社の特定株式等の全部を給付しなければならないとされた（法第34条第1項及び令第5条により読み替えて適用する会社法第208条第2項）。

オ 資本金の額及び資本準備金の額

法第34条第1項の規定による株式の発行の場合における資本金の増加額は、株主となる者が当該株式会社に対して給付をした財産の額として主務省令で定める額とするとされ（法第34条第1項により読み替えて適用する会社法第445条第1項），当該主務省令で定める額の2分の1を超えない額は、資本金として計上しできるとされた（法第34条第1項により読み替えて適用する会社法第445条第2項）。

この主務省令で定める額（以下「資本金等増加限度額」という。）は、特定株式等のア(ウ)の期日（ア(ウ)の期間を定めた場合にあっては、エにより給付を受けた日）における価額（①当該株式会社と当該特定株式等の給付をした者が共通支配下関係（会社計算規則（平成18年

法務省令第13号) 第2条第3項第32号) にある場合(当該特定株式等に時価を付すべき場合を除く。)における特定株式等にあっては、当該特定株式等の給付をした者における当該給付の直前の帳簿価額、②①の場合以外の場合であって、当該給付を受けた特定株式等の価額により資本金等増加限度額を計算することが適切でないときにおける特定株式等にあっては、①の帳簿価額)から会社法第199条第1項第5号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち当該認定事業再編事業者である株式会社が資本金等増加限度額の額から減ずるべき額と定めた額を減じて得た額(以下「交付費用控除額」という。)に株式発行割合(法第34条第1項の規定により発行する株式の数を同項の規定により発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額から、法第34条第1項の規定により処分する自己株式の帳簿価額から交付費用控除額(零未満である場合にあっては、零)に自己株式処分割合(1から株式発行割合を減じて得た割合をいう。)を乗じて得た額を減じて得た額が零以上であるときは、当該額を減じて得た額(零未満である場合にあっては、零)とするとされた(規則第25条)。

カ 検査役の調査の不要

アのとおり、法第34条第1項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をする場合における募集事項においては、会社法第199条第1項第3号に掲げる事項(金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額)が除外されているので、当該事項を定めたときに関する会社法第207条の規定は、適用されない。したがって、取得した株式については、裁判所の選任した検査役による現物出資財産の価額の調査を経ることを要しない。

キ 反対株主の株式買取請求

法第34条第1項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をする場合には、反対株主(同項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をするために株主総会(種類株主総会を含む。)の決議を要する場合における当該株主総会に先立って同項の規定による株式の発行又は自己株式の処分に反対する旨を当該認定事業再編事業者である株式会社に通知し、かつ、当該株主総会において同項の規定による株式の

発行又は自己株式の処分に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）若しくは当該株主総会において議決権を行使することができない株主又は同項の規定による株式の発行若しくは自己株式の処分をするために株主総会の決議を要しない場合における全ての株主をいう。）は、当該認定事業再編事業者である株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができるとされた（法第34条第3項により読み替えて準用する会社法第797条第1項及び第2項）。

また、当該認定事業再編事業者である株式会社は、ア(ウ)の期日又は期間の初日の20日前までに、その株主に対し、法第34条第1項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をする旨並びに当該他の株式会社又は外国法人の商号又は名称及び住所を通知しなければならないとされ（法第34条第3項により読み替えて準用する会社法第797条第3項），当該認定事業再編事業者である株式会社が公開会社である場合又は当該認定事業再編事業者である株式会社が株主総会の決議によって募集事項を定めた場合には、当該通知は、公告をもってこれに代えることができるとされた（法第34条第3項により読み替えて準用する会社法第797条第4項）。

なお、株式買取請求の方法、撤回及び失効並びに株式の価格の決定等については、会社法におけるものと同様である（法第34条第3項により読み替えて準用する会社法第797条第5項から第7項まで及び第798条）。

ク その他の会社法の特例（適用除外）

法第34条第1項の規定による株式の発行又は自己株式の処分については、会社法第135条第1項（親会社株式の取得の禁止）及び第212条（不公正な払込金額で株式を受けた者等の責任）の規定は、適用しないとされた（法第34条第2項）。

(2) 登記の申請書の添付書面

(1)の場合における募集株式の発行による変更の登記の申請書には、商登法第56条各号に掲げる書面（第3号イ及び第4号に掲げる書面（検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類、検査役の報告に関する裁判の副本）を除く。）のほか、法第24条第1項の主務大臣の認定

を受けた計画に従った株式の発行であることを証する書面を添付しなければならないとされた（法第34条第4項により読み替えて適用する商登法第56条）。

この主務大臣の認定を受けた計画に従った株式の発行であることを証する書面には、当該計画に係る主務大臣の認定書（主務大臣の認定に係る申請書の正本に主務大臣による所定の文言が記載され、かつ、主務大臣の記名押印がされたもの（規則第13条参照））が該当する。

7 全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例

(1) 会社法の規定の適用

認定事業再編事業者が認定計画に従って公開買付けの方法により他の株式会社の株式を取得した場合（当該他の株式会社の総株主の議決権の10分の9以上の数の議決権及び会社法第108条第1項第7号に掲げる事項についての定款の定めを設けようとする種類の株式の種類株主の議決権の10分の9以上の数の議決権の保有者になった場合に限る。）における当該他の株式会社が行う全部取得条項付種類株式（同法第171条第1項）の発行のために必要な定款の変更及び当該全部取得条項付種類株式の全部の取得（その取得に際して当該他の株式会社の株主に対し交付しなければならない当該他の株式会社の株式の数に一株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数の合計数（その合計数に1に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式の競売以外の方法による売却を含む。）であって、法令又は定款に違反していないこと及び当該全部取得条項付種類株式の取得に際して、当該他の株式会社の株主に対し、当該公開買付けにおける買付け等の価格（金融商品取引法第27条の2第3項に規定する買付け等の価格をいう。）に相当する取得対価（会社法第171条第1項）が割り当てられることのいずれにも該当するものとして主務大臣の認定を受けたものについて、次のとおり、会社法の適用に関する特例が設けられた。

ア 定款の変更の決議

法第35条第1項の主務大臣の認定を受けた全部取得条項付種類株式の発行に係る定款の変更については、株主総会の決議によらないで、これをすることができるとされた（法第35条第1項により読み替え

て適用する会社法第466条)。また、法第35条第1項の認定を受けた場合には、種類株式発行会社がある種類の株式の内容として会社法第108条第1項第4号又は第7号に掲げる事項についての定款の定めを設けるときも、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないとされた(法第35条第1項により読み替えて適用する会社法第111条第2項)。したがって、この場合には、当該定款の変更は、取締役会設置会社においては、通常、会社法第362条第4項に規定する重要な業務執行の決定に当たるものとして、取締役会の決議によることとなる。

なお、当該定款の変更について、会社法第111条第2項第2号及び第3号に掲げる種類株主による種類株主総会の決議並びに会社法第322条第1項第1号に掲げる行為をする場合における種類株主総会の決議を要しないこととはされていないので、これらの種類株主総会の決議が必要となる場合があり得る。

イ 全部取得条項付種類株式の取得に関する決定

法第35第1項の主務大臣の認定を受けた場合には、株主総会の決議によらないで、その認定に係る全部取得条項付種類株式を取得すること及び会社法第171条第1項各号に掲げる事項を定めることができるとされた(法第35条第1項により読み替えて適用する会社法第171条第1項)。したがって、この場合には、取締役会設置会社においては、通常、会社法第362条第4項に規定する重要な業務執行の決定に当たるものとして、取締役会の決議により、全部取得条項付種類株式を取得すること及び会社法第171条第1項各号に掲げる事項を定めることとなる。

ウ 1に満たない端数の処理

全部取得条項付種類株式の取得に際して当該株式会社の株主に株式を交付する場合において、市場価格のない株式については、会社法第234条第1項の規定による競売に代えて、法第35条第1項の主務大臣の認定に係る競売以外の方法により、これを売却することができるとされた(会社法第234条第1項、法第35条第1項により読み替えて適用する会社法第234条第2項)。

エ 全部取得条項付種類株式の全部の取得に関する株主への通知

イにより、法第35条第1項により読み替えて適用する会社法第171条第1項の規定により、同項各号に掲げる事項を定めたときは、法第35条第1項の主務大臣の認定を受けた全部取得条項付種類株式の全部の取得を行う株式会社は、当該株式会社の株主に対し、直ちに、当該全部取得条項付種類株式を取得する旨を通知し、又はこれに代えて公告をしなければならないとされた（法第35条第2項により読み替えて準用する会社法第169条第3項、法第35条第2項において準用する会社法第169条第4項）。

（2）登記の申請書の添付書面

（1）により、取締役会の決議により定款の変更をした場合における当該定款の変更に係る登記の申請書には、商登法等に定める添付書面のほか、法第35条第1項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面を添付しなければならないとされた（法第35条第3項により読み替えて適用する商登法第46条）。

この主務大臣の認定を受けたことを証する書面には、事業再編計画を認定した主務大臣の認定書（主務大臣の認定に係る申請書の正本に主務大臣による所定の文言が記載され、かつ、主務大臣の記名押印がされたもの（規則第30条参照））が該当する。

第4 登録免許税額に関する特例

1 登録免許税法の特例

（1）認定計画等に基づく株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記に係る登録免許税率の軽減

次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、法第24条第1項若しくは第25条第1項の認定、法第26条第1項若しくは第27条第1項の認定又は法第121項若しくは第122条第1項の認定に係るものであって、法の施行の日から平成28年3月31日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から1年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第9条の規定にかかわらず、次のアからウまでに掲げる事項の区分に応じ、当該アからウまでに定める割合とするとされた（法附則第29条による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。）

第 80 条第 1 項)。

ア 株式会社の設立又は資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち 3000 億円を超える部分並びにイ及びウに掲げるものを除く。） 1000 分の 3.5

この政令で定めるところにより計算した金額とは、当該登記を受けた者の一の認定計画に従って増加した資本金の額を合計した金額とする（令附則第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 42 条の 6 第 2 項）。

イ 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加（ア）又は（イ）に掲げる部分の区分に応じ（ア）又は（イ）に定める割合

（ア） 資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分 1000 分の 1

この合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものは、次の a に掲げる額に b に掲げる割合を乗じて計算した額の合計額である（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年財務省令第 2 号）第 1 条による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号。以下「租特法施行規則」という。）第 30 条の 2 第 2 項により準用する登録免許税法施行規則（昭和 42 年大蔵省令第 37 号）第 12 条第 1 項又は第 2 項）。

a 合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資本金の額
b (a) に掲げる額から (b) に掲げる額を控除した額（当該控除した額が零を下回る場合にあっては、零）が (a) に掲げる額のうちに占める割合

(a) 消滅する会社の当該消滅の直前における資産の額から負債の額を控除（当該控除した額が a に掲げる額以下である場合にあっては、a に掲げる額）

(b) 合併により設立又は存続する株式会社が当該合併に際して当該合併により消滅する会社の株主又は社員に対して交付する財

産（当該合併により設立又は存続する株式会社の株式を除く。）
の価額

(イ) (ア)に掲げる部分以外の部分（これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち300億円を超える部分を除く。) 1000分の3.5

この政令で定めるところにより計算した金額は、アと同様である。
ウ 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち3000億円を超える部分を除く。) 1000分の5

この政令で定めるところにより計算した金額は、アと同様である。

(2) 認定創業支援事業計画に基づく株式会社の設立の登記に係る登録免許税率の軽減

個人が法第114条第2項に規定する認定創業支援事業計画に係る同法第113条第1項又は第114条第1項の認定を受けた市町村（特別区を含む。）の区域において、当該認定創業支援事業計画に記載された法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けて株式会社の設立をした場合には、当該株式会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、財務省令の定めるところにより法の施行の日から平成28年3月31日までの間に登記を受けるものに限り、当該株式会社の資本金の額に1000分の3.5を乗じて計算した金額（当該金額が7万5千円に満たない場合には、7万5000円）とするとされた（租特法第80条第2項）。

2 登記の申請書の添付書面

(1) 認定計画等に基づく株式会社の設立又は資本金の額の変更の登記の申請書の添付書面

1 (1)の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が1に該当することについての主務大臣の証明書を添付しなければならない（租特法施行規則第30条の2第1項）。

また、1(1)イの場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じア又はイに掲げる書面を添付しなければならない（登録免許税法施行規則第12条第3項又は第5項）。

ア 新設合併による株式会社の設立の場合 次に掲げる事項を事項を記

載した書類（当該新設合併により設立する株式会社の代表者が証明したものに限る。）

(ア) 新設合併により消滅する各会社の当該消滅の直前における資産の額及び負債の額

(イ) 新設合併により設立する株式会社が当該新設合併に際して当該新設合併により消滅する各会社の株主に対して交付する財産（当該新設合併により設立する株式会社の株式を除く。）の価額

イ 吸収合併による資本金の額の増加の場合 次に掲げる事項を記載した書類（当該吸収合併後存続する株式会社の代表者が証明したものに限る。）

(ア) 吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資産の額及び負債の額

(イ) 吸収合併後存続する株式会社が当該吸収合併に際して当該吸収合併により消滅する会社の株主に対して交付する財産（当該吸収合併後存続する株式会社の株式を除く。）の価額

(ウ) (イ)の交付する財産のうち当該吸収合併後存続する株式会社が有していた自己の株式の価額

(2) 認定創業支援事業計画に基づく株式会社の設立の登記の申請書の添付書面

1 (2)の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に係る書類で、1(2)による支援を受けてされたものであることの記載があるものを添付しなければならないとされた（租特法施行規則第30条の2第4項）。

第5 経過措置

1 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の廃止

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）は、廃止するとされた（法附則第4条）。

2 事業再構築計画に関する経過措置

(1) 法の施行前にされた法附則第4条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「旧産活法」という。）第5条第1項の認定の申請であって、この法律の施行の際、認定

をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例によるとされた（法附則第5条第1項）。

(2) 旧産活法第6条第1項の認定事業再構築事業者（法の施行後に法附則第5条第1項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）の特例、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例によるとされた（法附則第5条第2項）。

3 経営資源再活用計画に関する経過措置

(1) 法の施行前にされた旧産活法第7条第1項の認定の申請であって、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例によるとされた（法附則第6条第1項）。

(2) 旧産活法第8条第1項の認定経営資源再活用事業者（法の施行後に法附則第6条第1項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例によるとされた（法附則第6条第2項）。

4 経営資源融合計画に関する経過措置

(1) 法の施行前にされた旧産活法第9条第1項の認定の申請であって、

この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例によるとされた（法附則第7条第1項）。

(2) 旧産活法第10条第1項の認定経営資源融合事業者（法の施行後に附則第7条第1項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例によるとされた（法附則第7条第2項）。

5 資源生産性革新計画に関する経過措置

(1) 法の施行前にされた旧産活法第11条第1項の認定の申請であって、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例によるとされた（法附則第8条第1項）。

(2) 旧産活法第12条第1項の認定資源生産性革新事業者（法の施行後に法附則第7条第1項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の特例、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例によるとされた（法附則第8条第2項）。

6 租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置

[REDACTED]

法附則第29条の規定による改正前の租税特別措置法第80条第1項に規定する認定（附則第5条から第8条まで又は第20条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該認定を含む。）に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例によるとされた（法附則第30条）。